

「おだわらプレミアム付商品券」取扱店募集要項

小田原市商店街連合会では、今年10月に実施予定の消費税率引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、「おだわらプレミアム付商品券」を発行します。

つきましては、当事業の趣旨に賛同し、商品券取扱店として登録する事業者を募集しますので、下記のとおりお申し込みください。

<p>申 込 方 法</p>	<p>(1) 商店街連合会加盟店舗（大型店を除く） 各店舗は、所属している商店会の会長（又は商店会長が指定する担当者）にお申し込みください。 各商店会の会長は、別紙「おだわらプレミアム付商品券取扱店登録申込書（商店会用）」に必要事項を御記入の上、実行委員会事務局にFAX（0465-20-9171）にて提出してください。</p> <p>(2) それ以外の店舗 別紙「おだわらプレミアム付商品券取扱店登録申込書」に必要事項を御記入の上、実行委員会事務局にFAX（0465-20-9171）にて提出してください。</p>
<p>申込書提出締切</p>	<p>(1) 商店街連合会加盟店舗（大型店を除く） 2019年6月21日（金）17時まで</p> <p>(2) それ以外の店舗 2019年6月14日（金）17時まで</p> <p>*上記以降の申し込みも可能ですが、各種広報媒体・取扱店一覧チラシへの記載ができませんのでご注意ください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>小田原市商店街連合会 おだわらプレミアム付商品券事業実行委員会事務局 住 所：〒250-0014 神奈川県小田原市城内1 専用電話：0465-20-9172（NPO 法人小田原ブランド元気プロジェクト）</p>

※申込者が、小田原市暴力団排除条例第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等と認められるとき、又は、法人等が条例2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められる場合は、商品券使用可能店舗として登録することはできません。

1 事業概要について

現時点で予定している内容であり、今後、一部変更となる場合があります。

商品券名称	おだわらプレミアム付商品券
発行団体	小田原市商店街連合会
発行総額（見込）	7億8,500万円
プレミアム率	20%
発行数（見込）	500円券×10枚綴を1冊とし、15万7,000冊発行する。 1冊（券面額5,000円分）を4,000円で販売する。
購入対象者	小田原市が住民基本台帳等から抽出する次の方。 (1)2019年1月1日時点の小田原市民のうち、2019年度の住民税が非課税である者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く） (2)2016年4月2日～2019年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主
購入限度額	(1)購入対象者(1)の場合：券面額25,000円分 (2)購入対象者(2)の場合：券面額25,000円分×子の数
商品券販売所	小田原市商店街連合会が指定
商品券使用可能期間	2019年10月1日～2020年3月31日 ※使用可能期間を過ぎた商品券は、無効となります。
つり銭について	つり銭には対応しない。
使用できない商品・サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・換金性があり、広域的に流通するもの （例）商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、収入印紙、プリペイドカード等 ・国・地方公共団体等への支払 ・タバコ ・公共料金等の支払 ・事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入品等 ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
換金期間	2019年10月上旬～2020年4月下旬 ※換金期間を過ぎた商品券は、換金できません。
換金方法	(1)商店街連合会加盟店舗（大型店を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・各店舗は、換金依頼書に必要事項を記入の上、プレミアム付商品券とともに各店舗が所属している商店会の会長（又は商店会長が指定する店舗）まで持参。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店会長は、取りまとめた換金依頼書及び商品券を毎月指定日までに実行委員会事務局へ持参。 ・ 実行委員会事務局は、受付後 7 営業日以内に各商店会が指定する口座に振込。 ・ 各店舗は、所属する各商店会で金銭を受取。 <p>(2) それ以外の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各店舗は、換金依頼書に必要事項を記入の上、プレミアム付商品券とともに実行委員会事務局が指定する時間・場所に持参。 ・ 実行委員会事務局は、受付後 7 営業日以内に各店舗が指定する口座に振込。
換金手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換金手数料については、換金時に差引徴収する。 ・ 換金手数料は、下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 商店街連合会加盟店舗（大型店を除く）は、無料。 (2) 大型店（商連特別会員・小田原市大型店連絡協議会のいずれかの団体に加盟している店舗）は、2%。 (3) (1)・(2)以外の店舗は、3.5%。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品券の第三者への転売・譲渡等の防止について、実行委員会事務局が依頼する事項にご協力いただきます。

2 説明会の開催について

取扱店登録者への説明会の開催

日時：6月24日（月）14時から

場所：UMECO 会議室